

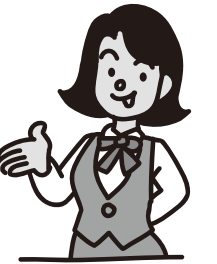


入学  
入所  
おめでとう

## 国民年金からのお知らせ

### こんなとき、国民年金の届け出を忘れずに！

日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。加入期間は月単位に計算され、年金を受けるときに重要な役割を果たします。届け出を忘れて、未納期間をつくらぬようご注意ください。種別が変更になるなど、以下のような場合は届け出が必要になります。



#### ■ 自営業・学生など（第 1 号被保険者）

| こんなとき                   | どうする                   | 届け出先    | 変更後の被保険者の種別 |
|-------------------------|------------------------|---------|-------------|
| 会社員・公務員になった             | 厚生年金・共済年金への加入手続きをする    | 勤務先     | 第 2 号被保険者   |
| 会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった | 第 3 号被保険者への種別変更の手続きをする | 配偶者の勤務先 | 第 3 号被保険者   |

#### ■ 会社員・公務員（第 2 号被保険者）

| こんなとき                   | どうする                      | 届け出先    | 変更後の被保険者の種別 |
|-------------------------|---------------------------|---------|-------------|
| 退職した                    | 国民年金への加入手続きをする（被扶養配偶者も同様） | 市町村     | 第 1 号被保険者   |
| 会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった | 第 3 号被保険者への種別変更の手続きをする    | 配偶者の勤務先 | 第 3 号被保険者   |

#### ■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者（第 3 号被保険者）

| こんなとき                        | どうする                  | 届け出先 | 変更後の被保険者の種別 |
|------------------------------|-----------------------|------|-------------|
| 年収が 130 万円以上になった             | 第 1 号被保険者への種別変更手続きをする | 市町村  | 第 1 号被保険者   |
| 配偶者が退職して自営業など（第 1 号被保険者）になった | 第 1 号被保険者への種別変更手続きをする | 市町村  | 第 1 号被保険者   |
| 会社員・公務員になった                  | 第 2 号被保険者への種別変更手続きをする | 勤務先  | 第 2 号被保険者   |

#### ■ 20 歳になったとき

| こんなとき                 | どうする                       | 届け出先    | 変更後の被保険者の種別 |
|-----------------------|----------------------------|---------|-------------|
| 自営業・学生など              | 国民年金の加入手続きをする              | 市町村     | 第 1 号被保険者   |
| 会社員・公務員               | （すでに第 2 号被保険者の場合は手続きは不要です） |         | 第 2 号被保険者   |
| 会社員・公務員と結婚していて扶養されている | 第 3 号被保険者となる手続きをする         | 配偶者の勤務先 | 第 3 号被保険者   |

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西 1 条南 1 丁目） ☎ 0155（25）8113  
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213

▽国民年金からのお知らせ  
広報とよころ

議会だより

役場だより

